

1. 強度行動障害支援者養成研修と他研修の関係について

- (1) 強度行動障害支援者養成研修〔基礎課程〕修了者 → 重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）を修了したものとみなす
- (2) 強度行動障害支援者養成研修〔基礎課程・実践課程〕修了者 → 行動援護従業者養成研修を修了したものとみなす

※ 行動援護従業者養成研修については、県の指定研修機関で実施を予定しておりますので、定員の都合上、行動援護サービス従事のために受講される方については、行動援護従業者養成研修に優先的に申し込んでください。

【研修情報掲載箇所】 奈良県障害福祉課ホームページ 「試験・研修・イベント情報」 <http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=2916>

- (3) 行動援護従業者養成研修修了者（平成27年度以降修了分に限り） → 強度行動障害支援者養成研修〔基礎課程・実践課程〕を修了したものとみなす

2. 強度行動障害支援者養成研修に関する従業者要件及び加算要件について【障害福祉サービス】 ※すべて県への変更届もしくは加算届の提出が必要となりますので注意してください。

サービス種別 (加算名称)	研修要件(いずれかの研修修了で可)				その他要件	経過措置	
	強度行動障害支援者養成研修	行動援護従業者養成研修※1	重度訪問介護従業者養成研修(行動障害支援課程)	喀痰吸引等研修			
行動援護従業者要件	基礎かつ実践	○			実務経験 ※知的障害者(児)・精神障害者への直接支援に限る ・サービス提供責任者:3年かつ540日 ・従業者:1年かつ180日	○サービス提供責任者 ・平成30年3月31日までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者にあつては、5年かつ900日以上の実務経験を有することで足りる。 ○従業者 ・平成30年3月31日までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者であつて、実務経験2年かつ360日以上有する者の場合、当該基準に適合する者とみなす。 ※経過措置要件での従業者は、平成30年3月31日までに行動援護従業者養成研修の受講が必要。	
施設入所支援 (重度障害者支援加算(Ⅱ))	体制の評価	基礎かつ実践	○		実践研修修了者が支援計画シート等を作成 ※強度行動障害を有する者が入所していない場合は算定不可	平成27年3月31日において重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定していた事業所については、平成30年3月31日までの間は、実践研修修了者が配置されていない場合であっても、今後の研修受講計画を作成している場合は加算の対象とする。	
	個別の支援の評価	基礎	○	○	指定障害者支援施設基準に規定する人員と生活介護の人員に加えて、基礎研修修了者等を配置。 実践研修等修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者等が、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を実施(施設入所支援の時間帯に4時間程度従事)した場合、左記研修修了者1人につき当該利用者5人まで算定可。	平成27年3月31日において重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定していた事業所については、平成30年3月31日までの間は、基礎研修修了者等が配置されていない場合であっても、今後の研修受講計画を作成している場合については、 <u>研修受講予定者による支援についても加算対象とする。</u>	
短期入所 (重度障害者支援加算)	基礎	○	○		重度障害者支援加算が算定されている指定短期入所事業所で、強度行動障害を有する者に対して、基礎研修修了者等が支援を行った日は、さらに1日につき10単位を算定可(該当研修修了者について県への届出がない場合は算定できません)。		
共同生活援助 (重度障害者支援加算)	サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上				重度障害者等包括支援の対象となる利用者に指定共同生活援助を行った場合に算定できる。 常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準上の共同生活援助の生活支援員の員数に加えて、上記対象者の支援のために必要となる生活支援員を加配する。 実践研修又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。	平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間は、サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上に左記研修のいずれかを年度内に受講させる計画を作成し、県に届け出ている場合は、当該届出を行った年度のうち当該届出を行った月以降は、要件を満たすものとする。 次に該当する場合は研修修了要件を満たすものとする。 (ア) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間 :生活支援員のうち10%以上に左記研修のいずれかを年度内に受講させる計画を作成し、県に届け出ていること。 (イ) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間 :生活支援員のうち20%以上に左記研修のいずれかを年度内に受講させる計画を作成し、県に届け出ていること。 (ウ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間 :生活支援員のうち10%以上が左記研修修了者であつて、かつ、生活支援員のうち他10%以上に左記研修のいずれかを年度内に受講させる計画を作成し、県に届け出ていること。	
	生活支援員の人数のうち20%以上						基礎

※行動援護従業者養成研修については、平成26年度以前受講修了分についても対象となる。